

逸脱者への評価に重点をおいている。前述のスティグマは、個人・集団の差異で、否定的なラベリングである。サザランドは、分化的接触理論の研究で知られる。

- 3 適切でない。相対的剥奪 deprivation は、相対的な個人々の認識による貧困概念である。現代のように価値観が多様化した時代では、個人々人が必要と考え望んでいる水準（希求水準）と実際の最低生活保障の水準（達成水準）の間では相対的格差が生じる。タウンゼントは「貧困の把握は、ラウントリー等の最低生活費に満たない絶対的な貧困概念では不十分で、相対的にとらえられるべきである」と指摘している。
- 4 適切でない。バトラーが提示したエイジズム ageism とは、高齢者に対する偏見や不当な差別のことである。また、広義においては、特定の年齢集団に対する偏見や不当な差別を意味する。アメリカでは、19世紀の人種差別、20世紀の性差別、近年の高齢化に伴う高齢者差別を「三大差別」としているが、エイジズムは「第三のイズム」と呼ばれる。設問は、分化的接触理論の説明である。
- 5 適切でない。デュルケムの提示したアノミー anomie とは、社会的規範（道徳）が失われることで、社会が混乱して無規制になった状態のことである。また、都市社会における疎外感を意味する。設問は、セクシズムの説明である。

問題 19 正答 3

<解説>

「現代社会と福祉」で問われる歴史問題は、制度史が中心となる。近年の試験回では、判で押ししたように「社会福祉原論」の第1問（すなわち試験の最初の問題）に充てられていた。第20回からはやや容易になっているが、最難易度の問題が揃っている。

- 1 誤り。米騒動などの社会不安による窮民の増加は、救護法制定の背景である。恤救規則は、独自の救済を行っていた一部の旧藩が、廃藩

置県を前に、貧民救済の存続を国に申請したことが制定の背景となっている。

- 2 誤り。救恤法案は審議未了で制定されなかった。救護の実施主体を市町村（長）として、公的救助を義務付ける規定は救護法で初めて明記されることとなる。なお、救恤法案は救貧税法案のセットで提出されたが、救貧税法案は目的税により財源確保を図ろうとする画期的な内容であった。
- 3 正しい。1918（大正7）年、大阪府知事・林市蔵が小河滋次郎に委嘱して創設した方面委員制度は、創設後全国的に普及した。1931（昭和6）年には全国方面委員代表者大会で、天皇陛下への上奏決議を取り決め、救護法実施に貢献している。その後、救護法施行後は市町村長の補助機関、1936（昭和11）年には方面委員令の制定と制度的に確立していく。
- 4 誤り。旧生活保護法では、保護請求権は確立されていない。保護請求権が確立したのは、旧法の全面改正により1950（昭和25）年に成立した現行生活保護法においてである。
- 5 誤り。生活困窮者緊急生活援護要綱は、「救済並福祉計画ノ件」（SCAPIN 404号）に基づいている。生活困窮者緊急生活援護要綱は、1945（昭和20）年12月に閣議決定され、翌年4月から旧生活保護法が施行される10月までの数か月の救済制度である。「社会救済」は、旧生活保護法の指示書である。戦後直後の貧民救済制度は、入り組んでいるので、関係を整理して正確に覚えておきたい。

→「14 日本の発達史・動向」（66頁）

問題 20 正答 1

<解説>

歴史では「誰が何をした」という人物業績問題は、レポートが多くしかも単純な知識で答えられるので解答は比較的容易である。難しいのは、全体理解問題だ。設問のキーワードを読み込み、社会背景や事象を結びつけて関係性を考えて答えるのがコツだ。

- 1 正しい。当時、内務省には社会事業専門部局